## 「広島県青少年健全育成条例」改正素案 新旧対照表

改正案	現行
(淫(いん)行等の勧誘等の禁止)	
第三十九条の二 何人も、青少年に対し、淫(い	(新設)
<ul><li>ん)行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、</li></ul>	
又は強要してはならない。	
(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁	
<u>止)</u>	
第三十九条の三 何人も、正当な理由なく、	(新設)
青少年に対し、当該青少年に係る児童ポル	
<u>ノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等</u>	
の規制及び処罰並びに児童の保護等に関	
する法律第二条第三項に規定する児童ポ	
ルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児	
<u>童の姿態を視覚により認識することがで</u>	
<u>きる方法により描写した情報を記録した</u>	
電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その	
他人の知覚によっては認識することがで	
きない方式で作られる記録であって、電子	
計算機による情報処理の用に供されるも	
<u>のをいう。以下同じ。)その他の記録をい</u>	
う。)の提供を求めてはならない。	
<u>(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防</u>	
<u> </u>	/ ナアニロ 〉
第四十二条の三携帯電話インターネット	(新設)
接続役務提供事業者等(青少年が安全に安	
心してインターネットを利用できる環境の乾燥等に関する法律(東京 1年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2	
の整備等に関する法律(平成二十年法律第一七十九号。以下この条において「法」とい	
う。)第十三条第一項に規定する携帯電話	
インターネット接続役務提供事業者等を	
いう。以下同じ。)は、法第十四条の規定	
により、青少年又は保護者に対し、同条に	
規定する事項を説明するときは、併せて、	
規則で定める事項を説明するとともに、こ	
れらの事項を記載した書面(当該事項を記	
録した電磁的記録を含む。以下この条にお	
いて同じ。)を交付しなければならない。	
2 保護者は、法第十五条ただし書の規定に	
より青少年有害情報フィルタリングサー	
ビス (法第二条第十項に規定する青少年有	
<u>害情報フィルタリングサービスをいう。以</u>	
下同じ。)を利用しない旨の申出をすると	
きは、青少年が就労しており、青少年有害	
情報フィルタリングサービスを利用する	
ことにより当該青少年の業務に著しい支	
障を生ずることその他の規則で定める理	
由その他規則で定める事項を記載した書	
面を携帯電話インターネット接続役務提	

供事業者(青少年インターネット環境整備 法第二条第八項に規定する携帯電話イン ターネット接続役務提供事業者をいう。以 下同じ。)に提出しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供 事業者は、前項の規定による書面の提出が あつた場合において、青少年有害情報フィ ルタリングサービスを利用しない役務提 供契約を締結したときは、当該契約が終了 する日又は当該契約に係る青少年が満十 八歳に達する日のいずれか早い日までの 間、同項の規定による書面又は当該書面に 記載された事項に係る電磁的記録を保存 しなければならない。
- 4 保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。
- 5 携帯電話インターネット接続役務提供 事業者等は、前項の規定による書面の提出 があつた場合において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定 携帯電話端末等(法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。)を販売したときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務 提供契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第一項、第三項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 7 知事は、前項の規定による勧告を受けた 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わなかつたときは、 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他規則で定める事項を公表することができる。

改正案	現行
8 知事は、前項の規定による公表をしよう とするときは、当該勧告を受けた携帯電話 インターネット接続役務提供事業者等に 対し、意見を述べる機会を与えなければな	
らない。	
(立入調査等) 第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所での他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。	(立入調査等) 第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。
(罰則) 第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第三十八条の九第一項又は第二項の規定による命令に違反した者 二 第三十九条第一項の規定に違反した者	(罰則) 第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第三十八条の九第一項又は第二項の規定による命令に違反した者 二 第三十九条第一項の規定に違反した者
3 第三十八条の三第一項 <u>又は第三十九条</u> <u>の二</u> の規定に違反した者は、六月以下の懲 役又は三十万円以下の罰金に処する。	3 第三十八条の三第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
5 次の各号のいずれかに該当する者は、三 十万円以下の罰金に処する。 一 第二十八条第三項、第三十条第三項、 第三十三条第一項若しくは第二項、第三 十八条の四第一項、第三十八条の五 <u>又は</u> 第三十九条の三の規定に違反した者 二 第三十八条の七第三項の規定による 命令に従わない者	5 次の各号のいずれかに該当する者は、三 十万円以下の罰金に処する。 一 第二十八条第三項、第三十条第三項、 第三十三条第一項若しくは第二項、第三 十八条の四第一項又は第三十八条の五 の規定に違反した者 二 第三十八条の七第三項の規定による 命令に従わない者
(適用の除外) 第五十条 この条例に違反した者が青少年 であるときは、この条例の罰則は、青少年 に対しては適用しない。	(新設)